

ヘルパーステーションヴィラかのや

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

(作成日) 令和 6年 4月 1日

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所の目的	1
4. 運営方針	1
5. 事業所の職員体制	1
6. サービス内容	1・2
7. 介護保険証・介護保険負担割合証の確認	2
8. 利用料金	3・4
9. 支払い方法	4・5
10. 苦情処理体制	5
11. 秘密保持	5・6
12. 急変時及び事故時の対応	6
13. 緊急時の連絡	6
14. 感染症及災害時の業務継続対応	6
15. 第三者評価の実施状況	6
16. 身体拘束その他の行動制限	6
17. 二人の訪問介護員等による訪問介護利用	6
18. 虐待の防止	6

別紙 個人情報の利用目的
重度化・看取りにおける対応方針

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 恒心会
- (2) 代表者氏名 理事長 小倉 雅
- (3) 所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号
- (4) 電話番号 0994-44-7171
- (5) 設立年月 平成元年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成12年3月22日 指定
- (2) 事業所の名称 ヘルパーステーションヴィラかのや
- (3) 所在地 鹿児島県鹿屋市寿8丁目7309-2
- (4) 電話番号 0994-44-9020 (FAX 兼用)
- (5) 事業所管理者 小牧 寿
- (6) 介護保険事業所番号 4670300336
- (7) 開設年月日 平成7年4月1日

3. 事業所の目的

社会医療法人恒心会が設置運営するヘルパーステーションヴィラかのや（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

4. 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、又指定居宅介護支援事業所への報告等を行い、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 事業所の職員体制(令和6年4月1日現在)

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1人		サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	3人以上		
訪問介護員等		13人以上	

6. サービス内容

(1) 訪問介護サービス

当事業所の訪問介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるため、居宅介護サービス計画に基づいて訪問介護計画書を作成し、身体介護・生活援助、その他必要なサービスを提供していきます。この計画書は利用者の日常生活の回復を図る従事者の協議によって作成されますが、その際利用者及びご家族様の希望を十分に取り入れ、又計画の内容について同意を頂きます。

(2) サービス内容

(身体介護)

①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス

(そのために必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含みます)

②利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲向上のために利用者とともに行う自立支援のサービス

③その他専門的知識・技術(介護を要する状態となった要因や心身の障害や疾患に伴って必要となる特段の専門的配慮)をもって行う、利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

※身体介護サービス内容の主なもの

サービス準備・記録等、排泄介助(トイレ・ポータブルトイレ利用、おむつ交換)、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理、清拭(部分清拭)、部分浴(手浴及び足浴、洗髪)、全身浴、洗面等、更衣介助、体位交換、身体整容(日常的な行為としての身体整容)、移乗・移動介護(移乗、移動、通院・外出介助)、起床・就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの介助

(生活援助)

身体介護以外の訪問介護であって、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助(その為に必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身・家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものを言います。生活援助は本人の代行的なサービスとして位置付けることができ、仮に介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができます。

※次のような行為は生活援助の内容に含まれませんので留意してください。

①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

②直接本人の援助に該当しない行為

・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為。

③日常生活の援助に該当しない行為

・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される場合。

・日常的に行われる家事の範囲を超える行為。

※生活援助サービス内容の主なもの

サービス準備・記録等、掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配膳、買い物、薬の受け取り

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日(12月31日～1月3日までを除く)

営業時間 8:30～17:00

サービス提供時間 6:00～24:00

(4) 事業実施地域

鹿屋市(輝北町を除く)、東串良町、肝付町(旧内之浦町を除く)、大崎町

7. 介護保険証・介護保険負担割合証の確認

ご利用にあたり、介護保険証・介護保険負担割合証の確認をさせていただきます。

8. 利用料金

(1) 訪問介護利用料について

介護保険制度では、サービス内容の種類および利用時間によって利用料が異なります。以下は訪問1回あたりの自己負担額です。

- ・一般の利用者の場合(介護保険制度による原則1割負担)
- ・介護保険負担割合証が2割の利用者の場合、下記金額の200%(×2)で計算します。
- ・介護保険負担割合証が3割の利用者の場合、下記金額の300%(×3)で計算します。

サービス区分 身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	90分以上
	163円	244円	387円	567円に加え30分増すごとに82円
サービス区分 生活援助	—	20分以上45分未満	45分以上	—
	—	179円	220円	—
身体生活(身体介護+生活援助)	※身体介護及び生活援助が混在する場合			
	身体介護にかかった費用+生活援助20分以上45分未満で65円			
	" 45分以上70分未満で132円			
	" 70分以上で197円			

- ・訪問介護を開始する時間によって料金が異なります。

夜間早朝時間帯…6:00～8:00、18:00～22:00の場合、上記金額の25%加算(×1.25)で計算します。

深夜時間帯…22:00～6:00の場合、上記金額の50%加算(×1.5)で計算します。

- ・1回の訪問を2人で行う場合、上記金額の200%(×2)で計算します。
- ・初回加算…新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は同行訪問する場合、過去2ヶ月に当該指定訪問介護事業所の利用が無い場合

200円/月

- ・緊急時訪問介護加算…利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画書にない訪問介護(身体介護)を行った場合

100円/月

- ・特定事業所加算…体制要件としての訪問介護員に対する計画的な研修の実施、会議の定期的な開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示、人員要件としての訪問介護員の資格要件、サービス提供責任者要件、勤続年数要件、重度要介護者等対応要件に応じて下記割合のいずれかで計算します。

特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の20%

特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の10%

特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の10%

特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の5%

特定事業所加算(Ⅴ) 所定単位数の3%

- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ)…訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は半径4キロメートル以内に診療所が存

在しないもの)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること。理学療法士や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言を行うこと。

100 円/月

- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ)…現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合。

200 円/月

- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)…認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上、認知症介護実践者リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 に当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。

3 円/日

- ・認知症専門ケア加算(Ⅱ)…認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ認知症介護指導者養成研修修了者を 1 名以上配置し事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定。

4 円/日

- ・訪問介護における看取り期の対応…看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、2 時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合)。

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 137/1000 を乗じた数

- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)…基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 63/1000 を乗じた数

- ・介護職員等ベースアップ等加算…基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 24/1000 を乗じた数

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)…基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 245/1000 を乗じた数(但し令和 6 年 6 月より上記 3 種の加算に代えて算定)

- ・その他…通常の実施地域を越えて行う場合、以下の通りの実費相当額を徴収いたします。

事業所からの距離で 1 キロメートルあたり 20 円

- ・キャンセル料…前日 17 時 00 分までに連絡がなく、訪問した場合のキャンセルにつきましては支援 1 回につき 2,000 円のキャンセル料をお支払いいただきます。

9. 支払い方法

- ・当該月締めとし、翌月 10 日以降のご請求となります。
- ・請求書及び領収書につきましては、訪問介護サービス利用同意書内の請求書・明細書及び領収書の送付先に従い、担当訪問介護員が訪問時に本人に直接お渡しするか、若しくは郵送にて送付をいたします。
- ・訪問介護員による利用料金のお取り扱いは原則行いません。
- ・利用料金のお支払いについては大きく 4 つの方法で行います。

①窓口入金方法

- ・ご利用者若しくはご家族等が直接当事務所にてお支払いをして頂きます。
(月曜日～土曜日 8:30～16:30 の時間帯にお願い致します)

②銀行振込方法

- ・ご利用者若しくはご家族等にて下記振込先銀行にお振込みして頂きます。

鹿児島銀行 寿支店 普通 口座番号 697032 社会医療法人 恒心会 ヘルパーステーションヴィラかのや 理事長 小倉 雅
--

③郵便局引き落とし方法

- ・郵便局口座(各ご利用者若しくはご家族の名義口座)から自動引き落としにして頂きます。
- ・希望される方は別途「自動払込利用申込書」に記入しお申込みいただきます。
- ・口座引き落とし日は毎月 25 日(日・祝日の場合、翌日若しくは翌々日)になります。

④銀行自動口座引き落とし方法

- ・別紙「銀行で自動引き落としを希望される方へ」参照。
- ・銀行(各ご利用者若しくはご家族の名義口座から自動引き落としにして頂きます。
- ・希望される方は別途「自動払込利用申込書」に記入しお申込み頂きます。
- ・口座引き落とし日は毎月 20 日(日・祝日の場合、翌日若しくは翌々日)になります。

10. 苦情処理体制

- ・苦情やご相談につきましては、以下の窓口にて受付いたします。

①ヘルパーステーションヴィラかのや(担当：小牧、山口、江口)

所在地：鹿児島県鹿屋市寿 8 丁目 7309-2

電話番号：0994-44-9020

②公的な介護サービスに関する窓口

- ・鹿児島県庁高齢者生き生き推進課介護保険室

所在地：鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1

電話番号：099-286-2111(代表)

- ・鹿児島県国民健康保険団体連合会

所在地：鹿児島県鹿児島市鴨池新町 7-4

電話番号：099-213-5122 受付時間：月～金 9:00～17:00(年末年始、祝祭日は休み)

- ・鹿屋市介護保険課

所在地：鹿児島県鹿屋市共栄町 20-1

電話番号：0994-43-2111(代表)

11. 秘密保持

- ・ご利用者様、御家族様に関する秘密は正当な理由なく第三者に漏らしません。ご利用者様が適切な介護保険サービスを受けられるために行う、市町村への情報提供、ご利用者様が指定する医療機関、居宅介護支援事業所及びサービス事業者、若しくはケアプラン策定のためのサービス担当者会議等

に限り情報提供は行われます。

- ・介護の質の向上のために学会、研究会等で使用する場合は個人が特定できないように仮名にて行います。

1 2. 急変時及び事故時の対応

当ステーションでは、利用者の心身の状態等が急変した場合、又は転倒等による事故が発生した場合には、救急車の手配や応急処置等必要な措置を行います。尚、その様な事態が発生した場合はご家族、居宅介護支援事業所へ連絡させて頂きます。又、必要に応じて市町村等への通知を行う場合があります。

1 3. 緊急時の連絡

利用者の急変等による緊急時の連絡は、訪問介護利用同意書内の緊急時の連絡先に記入頂いた連絡先に連絡します。

1 4. 感染症及び災害時の業務継続対応

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、計画策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行います。

1 5. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施はありません。

1 6. 身体拘束その他の行動制限

当事業所でのサービスを提供するにあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をしないものとします。

利用者に対し、身体拘束その他の行動制限をする場合は、利用者若しくは利用者代理人等に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。

1 7. 二人の訪問介護員等による訪問介護利用

厚生労働大臣が定める要件(※)を満たす場合、二人の訪問介護員等により訪問介護を行います。

※

- イ.利用者様の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合
- ハ.その他利用者の状況から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

1 8. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この重要事項は、令和6年4月1日から施行する。

【個人情報の利用目的】

ヘルパーステーションヴィラかのやでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - －介護保険事務又は障害者自立支援事務
 - －介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －訪問予定等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務及び障害者自立支援事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプト及び支援費請求書の提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

重度化・看取りにおける対応方針

※ 現状ではなく、もし利用者様の状態が重度化した場合の当事業所における対応方針です。

1. 重度化及び看取り介護の基本理念

ヘルパーステーションヴィラかのや（以下「事業所」という。）において、当事業所で実践する重度化及び看取り介護は本人の重度化及び看取りを行う場所及び治療等について本人の意志を最大限に尊重すると共に、家族の意向を尊重して行うことを旨とする。

2. 当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の定義

利用者の重度化及び看取り介護実施の際は、基本的理念及びサービス提供の方針が具体的に定められ実践し、看護師、医師及び医療機関との連携を図り、他職種共同体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるよう努め、全人的ケアを提供するための人員と設備の体制を整備すること。

3. 急性期における医療機関等との連携体制

利用者の身体状態等に何らかの異常が生じた場合、社会医療法人恒心会 恒心会及び訪問看護ステーションことぶきと十分連携を図っていくものとする。

4. 介護の体制

利用者の重度化及び看取り介護は家族を中心にして、次に掲げる専門職による連携のもと、共同体制下において十分な説明と同意の上、情報の共有と交換を旨として実施されなければならない。

- ・医師又は嘱託医師、主治医
- ・協力医療機関
- ・看護師又は訪問看護ステーション
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士又は介護職員

5. 介護実践要領

1 医師・協力医療機関体制（協力医療機関）

社会医療法人 恒心会 恒心会おぐら病院

2 医師・看護師体制

協力病院医師又は、嘱託医師等との情報共有による協力体制を築き、看護師は医師の指示を受け看護責任者のもとで利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、又日々の状況等についてその都度家族に対して説明を行い医師による指示を受けて、看護、介護、介護支援専門員はカンファレンスに基づき多職種による計画書を作成し看取り介護体制による介護にあたるものとする。

3 看取り時に行う医療行為

酸素、点滴、吸引、抗生物質投与、苦痛緩和処置等は医師の指示に基づき、看護師により説明し施行する。

4 経過ごとの対応

利用開始時に利用者の重度化及び看取り介護の基本理念を説明し、本人又は家族に対しリビングウィル（生前意志）の確認を行う。また医師による診断（医学的に回復の見込みのないと判断したとき

に積極的治療しない状態又は生物学的に老衰状態にあると判断される場合) がされた時を重度化及び看取り介護の開始とする。

重度化及び看取り介護開始にあたり、本人又は家族に対して医師からの状況報告を基に十分なインフォームドコンセントを行い、本人又は家族の同意を得たうえでそのケアに携わる介護支援専門員、看護師又は訪問看護ステーション、ヘルパーステーション(介護福祉士介護職員等従事する者)が共同し、利用者の重度化及び看取り介護に関する計画を作成し、随時本人家族への説明を行い、同意を得て利用者に対する重度化及び看取り介護を適切に行う。

5 利用者の重度化及び看取り介護の実施とその内容

- (1) 利用者の重度化及び看取り介護に携る者はその記録等の整備、保持に努める。
- (2) 利用者の重度化及び看取り介護における職種の役割を定める。
- (3) 看取り時の介護体制
 - ・ 緊急時特別勤務体制
 - ・ 緊急時家族連絡体制

7 利用者の重度化及び看取り介護に関する職員教育

当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の理念を理解しその目的を明確にするため、重度者への介護手技及び死生観教育の確立を図るものとする。

緊急連絡先 ①

氏 名 _____ 続柄(_____)

電話番号 _____

住 所 _____

緊急連絡先 ②

氏 名 _____ 続柄(_____)

電話番号 _____

住 所 _____

請求書・明細書及び領収書送付先

氏 名 _____

住 所 〒 _____
